

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 24 日

各都道府県衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医政局医事課

「医師による異状死体の届出の徹底について」(平成 31 年 2 月 8 日付け医政医発 0208 第 3 号厚生労働省医政局医事課長通知) に関する質疑応答集 (Q & A) について

医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 21 条については、「医師による異状死体の届出の徹底について」(平成 31 年 2 月 8 日付け医政医発 0208 第 3 号厚生労働省医政局医事課長通知。以下「通知」という。) を発出し、周知方お願いしているところですが、これまでの解釈との整合性等について疑義が生じているとの懸念が指摘されています。これを踏まえ、今般、この通知の内容に関する質疑応答集 (Q & A) を別添 1 のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市 (特別区を含む。)、臨床研修病院など関係機関等に対して周知を図られますようお願いいたします。

また、これに合わせ、「平成 31 年度版 死亡診断書 (死体検案書) 記入マニュアル」についても、別添 2 のとおり事務連絡を発出し、その記載内容を追補しておりますので、申し添えます。

なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人全国医学部長病院長会議
一般社団法人全国公私病院連盟
一般社団法人日本慢性期医療協会
社会福祉法人恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
日本医学会
公益財団法人日本訪問看護財団
公益社団法人全国老人保健施設協会
一般社団法人日本看護系学会協議会
法務省刑事局刑事課
警察庁刑事局捜査第一課
文部科学省高等教育局医学教育課